

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

ブリッジコンサルティンググループ株式会社
株式会社 Bridge Executive Search

令和 6 年 12 月 1 日

**ブリッジコンサルティンググループ株式会社と
株式会社 Bridge Executive Search との吸収分割に係る事後開示書面**

東京都港区虎ノ門 4-1-40
江戸見坂森ビル 7 階
(甲) ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表取締役 宮崎 良一

東京都港区虎ノ門 4-1-40
江戸見坂森ビル 7 階
(乙) 株式会社 Bridge Executive Search
代表取締役 仁木 正太

甲及び乙の間の令和 6 年 10 月 11 日付分割契約に基づく吸収分割（以下「本分割」といいます。）に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条の定めに従い、下記のとおり吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

令和 6 年 12 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）

本分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づき、分割会社において株主総会の決議による承認を経ずに行われるところ、分割会社に対して上請求がなされることはありません（会社法第 784 条の 2 柱書ただし書）。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

本分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づき、分割会社において株主総会の決議による承認を経ずに行われるところ、分割会社に対して上請求がなされることはありません（会社法第 785 条第 1 項括弧書き第 2 号）。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

分割会社は新株予約権を発行しておりますが、これらはいずれも会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当しないものであるため、同項に定める手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項ならびに定款第 5 条の規定に従い、債権者に対して令和 6 年 10 月 25 日に官報及び電子公告の方法による公告を行いました。同社に対し、会社法第 789 条第 1 項に従い異議申述期限の令和 6 年 11 月 25 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第

797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、承継会社において株主総会の決議による承認を経ずに行われるところ、承継会社に対して上請求がなされることはありません（会社法第 796 条の 2 柱書ただし書）。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、承継会社において株主総会の決議による承認を経ずに行われるところ、承継会社に対して上請求がなされることはありません（会社法第 797 条第 1 項ただし書）。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に従い、債権者に対して令和 6 年 10 月 25 日に官報による公告を行い、また、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。同社に対し、会社法第 799 条第 1 項に従い異議申述期限の令和 6 年 11 月 25 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本分割の効力発生日である令和 6 年 12 月 1 日をもって、分割会社からそのヒューマンリソースマネジメント事業部が管掌するプロフェッショナル人材紹介サービス事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。分割会社から引き継いだ資産の額は金 0 円、負債の額は金 0 円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記（吸収分割の登記）をした日

令和 6 年 12 月 2 日

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

該当はありません。

以 上